

認可保育所・地域型保育事業保護者 各位

府中市子ども家庭部
保育支援課長 平井 雅士

緊急事態宣言の発令に伴う感染拡大防止に関するご協力のお願いについて

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しましても、皆様のご協力により、保育運営を継続することができておりますことに重ねて深く感謝申し上げます。

さて、国は、東京都と関西3府県を対象として緊急事態宣言を発令しましたが、市内の認可保育所では、引き続き、感染予防対策を徹底しながら、通常保育を継続してまいります。

なお、保護者の判断で保育園をお休みされた場合は、当該欠席日数分の保育料の減額は行いませんので、ご承知おきください。

また、保護者の皆様におかれましては、安全・安心な保育サービスを継続するため、引き続き、次のとおりご協力をお願いいたします。

- 1 同居家族等に発熱等の症状がある場合は、ご自宅等での保育にご協力をお願いいたします。ただし、医師が、発熱等の症状が新型コロナウイルスによるものではないと判断した場合はこの限りではありません。
- 2 登園に当たっては、保護者の方が登園前にお子さんの体温を計測してください。なお、お子さんに発熱や咳などの呼吸器症状がある場合は、登園できません。
- 3 発熱した際は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園できません。ただし、医師が、発熱等の症状が新型コロナウイルスによるものではなく、登園が可能と判断した場合はこの限りではありません。
- 4 同居家族等が濃厚接触者に特定されるなどして、PCR検査を受けることになった場合には、速やかにお子さんが在籍する保育施設にご連絡ください。
- 5 朝夕の特に送迎が集中する時間帯の混雑を避けるため、出退勤の時間を柔軟に変更できる方は、できるだけ遅めの登園や早めの降園等にご協力ください。

【問合せ】

子ども家庭部保育支援課

電話：042-335-4172

メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp